



三重県公報

令和4年12月6日 (火)

第 369 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|------------|-----------------------------|------------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 785 | 介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定 | (長寿介護課) | 2 |
| 786 | 介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定 | (同) | 2 |
| 787 | 土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定 | (大気・水環境課) | 2 |
| 788 | 外国人住民国籍・地域別人口調査の実施 | (ダイバーシティ社会推進課) | 2 |
| 789 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (中小企業・サービス産業振興課) | 3 |
| 790 | 港湾法の規定による港湾隣接地域指定に関する公聴会の開催 | (港湾・海岸課) | 3 |
| 公 告 | | | |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建築開発課) | 4 |

| |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

三重県告示第 785 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 12 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 日 年 月 日 | サービスの種類 |
|------------|------------------------|----------------------------------|-------------|--------------------|---------|
| 2472200803 | 訪問介護ヘルパーステーション・アルコバレーノ | 三重県三重郡川越町大字豊田 426 番地 | 株式会社アルコバレーノ | 令和 4 年 12 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2462990116 | スマイルホーム志摩訪問看護事業所 | 三重県志摩市阿児町鶴方 2850-126 赤松ヶ谷テナントC号室 | アライブ株式会社 | 令和 4 年 12 月 1 日 | 訪問看護 |

三重県告示第 786 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 12 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 日 年 月 日 | サービスの種類 |
|------------|------------------|----------------------------------|----------|--------------------|----------|
| 2462990116 | スマイルホーム志摩訪問看護事業所 | 三重県志摩市阿児町鶴方 2850-126 赤松ヶ谷テナントC号室 | アライブ株式会社 | 令和 4 年 12 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |

三重県告示第 787 号

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 12 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 形質変更時要届出区域
三重県桑名市大字東方 218 番地の 2 の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。)第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、シアン化合物
- 3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

三重県告示第 788 号

外国人住民国籍・地域別人口調査を次のとおり実施します。

令和 4 年 12 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査の目的
三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の基準となる期日
令和 4 年 12 月 31 日
- 3 調査対象者

- 令和4年12月31日現在で各市町の住民基本台帳に登録されている外国人住民
- 4 調査の報告者
県内全市町の各担当課
 - 5 調査の方法
調査票を電子メールにて配付し、電子メールで回答
 - 6 調査の主な内容
国籍・地域別人口

三重県告示第789号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から提出された意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年12月6日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ラ・ムー松阪垣鼻店
松阪市垣鼻町字堀ノ内 809-27 ほか
- 2 松阪市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
駐車場出入口付近における交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の措置を執ること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
計画概要書の騒音値はあくまでも予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。
 - (3) その他の事項
 - ア 店舗出入口や駐車場等が青少年の溜り場となることを抑止するため、店舗内に加え、駐車場内においても、従業員等による巡回パトロールを実施するほか、防犯カメラを適切な場所に設置する等、犯罪抑制に係る措置を行うこと。特に、夜間の防犯対策等に関して、安全対策等の設備充実について更なる配慮を行うこと。
 - イ 近隣住民等から公害に関する苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対処すること。
 - ウ 松阪市景観条例（平成20年松阪市条例第33号）及び三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）に基づいた届出等、必要な手続きを行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年12月6日から令和5年1月6日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示 790 号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、白子港に係る港湾隣接地域指定に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和4年12月6日

三重県知事 一見勝之

- 1 公聴会の期日
令和4年12月21日（水）午前11時
- 2 公聴会の場所
鈴鹿市西条5丁目117番
三重県鈴鹿庁舎4階 第46会議室
- 3 指定予定地域
鈴鹿市白子地区
なお、指定予定の港湾隣接地域を示す図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県鈴鹿建設事務所に備えて縦覧します。

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 12 月 6 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------|------------------------------|---|
| 令和 4 年 11 月 22 日 | 員弁郡東員町大字長深字大神丘 4207-3 ほか 1 筆 | 桑名市星見ヶ丘 5 丁目 305 エバーハウス 102 中山 湧 桑名市星見ヶ丘 5 丁目 305 エバーハウス 102 中山 桜子 |
| 令和 4 年 11 月 24 日 | 三重郡川越町大字亀崎新田字里中 9-6 ほか 2 筆 | 鈴鹿市東玉垣町 1405 株式会社 T'S PLAN 代表取締役 伊藤 孝浩 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
